8　採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法　試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用はこれらの名簿に記載された者の中から行う。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から起算して１年を経過する日までとする。

9　初任給その他の給与　この試験に合格し、採用された者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受け、俸給は原則として次のとおりとする。このほか同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

［適用俸給表］	［俸　給］
行政職俸給表㈠	１級25号俸

10　受験手続

⑴　受験案内、受験申込書等請求先　第５項第４号に掲げる試験実施機関

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込書１部に所要事項を記入し、本人の写真を貼り、防衛省大臣官房に提出すること（郵便による申込みの場合は、簡易書留等その引受け及び配達が記録される取扱いとすること。）。

申し込むことができる「試験区分」は、いずれか１区分に限る。

なお、受験申込書の記載内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認める。

［申　込　先］　防衛省大臣官房秘書課試験企画係　〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５―１　☎03（3268）3111代）　内線25002・25004　ＦＡＸ：03（3260）0716

⑶　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

⑷　申込受付期間及び持参する場合の申込受付時間

ア　申込受付期間　平成29年４月３日（月）から同月21日（金）まで

ただし、持参による申込みの受付は、平成29年４月20日（木）及び同月21日（金）に限る。

また、郵便による申込みは、平成29年４月21日（金）までの通信日付印があるものに限り受け付ける。

イ　持参する場合の申込受付時間　午前10時から午後６時まで

11　その他

⑴　受験に関する問合せは、第５項第４号に掲げる試験実施機関に行うこと。

⑵　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、封筒の表に赤字で「専門職請求」と書き、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　身体に障害があるために、受験に際し、特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、防衛省のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（記述式）

［試験区分］	［出　題　分　野］
語学及び国際関係（英語）	英文和訳、和文英訳及び英文法
国際関係（中国語）	中文和訳、和文中訳及び中国語文法
国際関係（朝鮮語）	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法

専門試験（多肢選択式）

［試験区分］	［出　題　分　野］
国際関係（英語、中国語及び朝鮮語）	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法及び国際経済学

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１９８号

茨城県石岡市貝地２丁目14番２号
債務者　小松崎工業株式会社
代表者代表取締役　小松崎　忠
１　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祐川　直己
４　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後３時10分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９３２号

東京都東大和市立野２丁目５番地の３
債務者　関東エレクトロニクス工業株式会社
代表者代表取締役　小森　　博
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　仁
４　破産債権の届出期間　平成29年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３３号

東京都東大和市立野２丁目５番地の３
債務者　株式会社ハブール
代表者代表取締役　小森　　博
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　　仁
４　破産債権の届出期間　平成29年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４号

秋田市東通５丁目７番２号
債務者　株式会社エスエス興建
代表者代表取締役　佐川　智志
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　江野　　栄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後１時30分

秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６号

神戸市兵庫区荒田町１丁目16―４
債務者　株式会社ツツイ
代表者代表取締役　筒井　祐之
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　和美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時10分

神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９号

愛媛県松山市祇園町３番34号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市保免中２丁目11番23号
債務者　せきや製麺有限会社
代表者代表取締役　関家　圭一
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　　林
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後３時15分

松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６号

福岡県直方市殿町６番32号
債務者　株式会社丸幸
代表者代表取締役　菅　　伸一
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午後１時30分

福岡地方裁判所直方支部